

## 2006年度地財計画と三位一体改革

高木 健二 ((財)地方自治総合研究所研究員)

### 1. 2006年度地財計画の骨格

#### (1) 地財計画規模の削減

##### ① 5年連続地財計画の縮小

2006年度地方財政計画(都道府県、市町村全体の収支見込み)の規模は、83兆1800億円(-5900億円)で、5年連続の縮小型の地財計画となった。

##### ② 地方単独事業(投資)の大幅カット

歳出面では、a) 給与関係費(2.3万人定数削減、給与構造改革) - 1340億円削減、b) 投資的経費(単独事業)の - 2兆4011億円削減、c) 公営企業繰出金 - 1359億円の削減により、一般歳出(公債費等を除く)は、前年度比 - 8200億円の歳出削減となった。

この結果、83兆1800億円の歳出規模が確定した。この地財計画の歳出を財源保障するため、歳入面で、地方税等で不足する財源を、最終的に交付税、地方債の増減で調整が行われる。これが地財計画のマクロの地方財源保障のシステムである。

##### ③ 地方税1.6兆円増収、交付税の1兆円カット

歳入面では、a) 地方税の34兆9000億円(+1兆5800億円)等を基礎に、なお不足する財源を最終的に、b) 交付税の15兆9100億円(-9879億円)、c) 臨時財政対策債の2兆9100億円(-3131億円)等で財源保障し、83兆1800億円の歳入規模を確定した。

地財計画は、歳出規模が先に確定し、その歳出を財源保障するために国の責任で交付税、地方債を増減させて最終調整し、歳入規模を確定させ、歳出・歳入のバランスをとる仕組みになっている。これは地財計画の歳出経費について、その7割近くを国が法令等の規定により支出を義務づけていることからくる当然の責任なのである。この作業が財務・総務両省の協議による地財対策である(図表1「2006年度地財計画の概要」を参照)。

図表 1.2006年度地財計画の概要

地方税	34兆8983億円(+1兆5794億円)	給与費	22兆5900億円(-1340億円)
補助金	10兆2674億円(-9293億円)	一般補助	(10兆1000億円)
譲与税	3兆7324億円(+1兆8905億円)	直轄・補助	6兆8000億円(-5000億円)
交付金	8160億円(-7020億円)	投資単独	10兆900億円(-2兆4011億円)
<b>交付税</b>	<b>15兆9073億円(-9906億円)</b>	一般単独	13兆4800億円(+9737億円)
<b>臨時債</b>	<b>2兆9072億円(-3159億円)</b>	公債費	13兆3000億円(-803億円)
地方債	7兆9102億円(-1兆1286億円)	繰出金	2兆7300億円(-1359億円)
歳入	83兆1800億円(-5900億円)	歳出	83兆1800億円(-5900億円)

注) 一般補助は2005年度の数値

出所) 2006年度地財対策資料(総務省)より作成

・総務省は国庫補助負担金事業としての一般行政経費、公共事業等は各省の了解がないと一切増減できない。地方単独事業費の中にも国の法令等に基づく事務事業、国の施策を反映する義務的な事務事業があるが、給与関係費、一般行政経費の単独事業費、投資的経費の単独事業費の一定割合は総務省の所管であり、裁量の範囲内である。従って総務省は独自にこれら単独事業費の増減を行い、地財計画の歳出規模の調整を図り、地方税収等の増減動向を勘案し、結果として交付税、臨時財政対策債の増減を行っている。

・2006年度は、歳出で給与費、地方単独事業（投資）を中心に削減を行い、歳出を財源保障すべき地方税が1兆5800億円規模で増収になったため、その分、交付税、臨時財政対策債による財源保障を縮小させた。それが交付税総額の減額、臨時財政対策債を含めた地方債総額の大幅縮減となっている。

・交付税は不足する地方の一般財源を保障するものであり、景気回復や税源移譲などにより地方税が増収となれば、交付税、臨時財政対策債（交付税の代替一般財源）が減額となるのは当然のことなのである。交付税だけに着目し、その増減に一喜一憂するのは無意味である。地方税、交付税、臨時財政対策債を併せた一般財源の動向が重要である。

## (2) 地方財源不足の縮小とその補てん対策

### ①地方財源不足の縮減

・地方財源不足は、国が地方の歳出の7割弱を義務づけている下で、歳出に対して歳入が不足することから生ずる。今年度は、歳出を削減する一方で、歳入が地方税を中心に増収になっていることにより地方財源不足が大幅に縮減された。

・地財計画の歳出削減－8200億円、地財計画の歳入での地方税増収＋1兆5800億円、法定分交付税の増額＋1兆3700億円などにより地方財政の財源不足額を、8.7兆円（－2.5兆円）に縮小させた。

・そのうち通常収支の不足額は5兆7000億円（－1兆8000億円）、恒久的減税による不足額は3兆400億円（－4600億円）となった。

### ②地方財源不足の補てん

財源不足の補てんについては、次のように地方債中心の補てん措置がとられた。

今年度の補てん措置では、臨時財政対策分の一般会計の加算分－1兆3800億円、臨時財政対策債－1兆5700億円の削減が目立っている。この臨時財政対策分の一般会計の加算分の削減には、財務省の強力な財政再建策が影響しているといえよう。

a) 地方債5兆100億円（－5300億円）、その内訳は以下のとおり。

財源対策債1兆6500億円（－1100億円）、臨時財政対策債2兆9100億円（－1兆5700億円）、減税補てん債4500億円（－1100億円）

b) 交付税特会借入金1兆1500億円（－4300億円）

c) 一般会計の加算1兆2100億円（－1兆3800億円）

d) 交付税5000億円（＋600億円）

e) 地方特例交付金7500億円（－1400億円、児童手当分を除く）

f) たばこ税移譲1100億円

### (3) 地財計画と自治体予算

①地財計画の歳出で、公共事業費、給与費、投資的経費（単独事業）の削減が行われ、これらとの見合いで交付税総額、地方債総額が決められているため、自治体予算編成でもこれら経費の削減に準じた措置を講じないと、交付税、地方債（臨時財政対策債）等の一般財源が財源不足となり、予算編成に支障をきたすことになる。

②地方税、交付税、臨時財政対策債は、一般財源であり、用途は全く自由であるが、地財計画の歳出構造と余りに乖離が生ずると 2004 年度にみられたように一般財源不足が生じ、予算が組めないなどの悲鳴を上げることになる。

## 2. 地財計画の歳出合理化

### (1) 給与関係費の削減

・片山プラン、麻生プランに引き続き、国の総人件費改革方針（閣議決定）に基づき、5 年間で - 4.6 % の人員削減計画の 1 年度分として - 2.3 万人の定数削減が行われた。

・給与構造改革と称して、- 4000 億円の給与費削減が実施された。ただし合理化が前提の退職手当債 + 2600 億円の給与費増額があるため、その分、給与費総額の削減が緩和されている。

・なお地域手当問題については、交付税の態容補正創設で行うことになった。

・国地方の公務員の給与費カット程度では、国の 602 兆円、地方 205 兆円（2005 年度末）の借入金残高の償還は到底覚束ない。これは消費税の 10 % 超の大幅増税に向けた国民世論の地ならしにすぎない。

### (2) 投資的経費（単独事業）の削減

地方単独事業費（投資）は、10 兆 900 億円（- 2 兆 4000 億円）の大幅削減となったが、このうちには決算と計画の乖離は正分 - 2 兆円（一般財源ベース - 1 兆円）と一般財源化に係る分が含まれており、実質的には - 4000 億円のカットである。

### (3) 経常的経費（単独事業）の「増額」

地方単独事業費（経常）は、13 兆 4800 億円（+ 9737 億円）と大幅増額となっているが、このうちには決算と計画の乖離は正分 + 1 兆円、一般財源化分が含まれており、実質的には - 263 億円である。

### (4) 児童手当の拡充

児童手当制度が、①小学校 3 学年終了までから小学校修了までに拡充、②所得制限を被用者 780 万円から 860 万円、非被用者 596.3 万円から 780 万円に緩和などにより 1490 億円の財源が必要になり、たばこ税等 790 億円、地方特例交付金 700 億円で財源保障した。

### (5) 地財計画と決算の乖離是正

・地財計画と決算の乖離是正を一体的に行うため、投資的経費（単独事業）を - 2 兆円（地方債で - 1 兆円、一般財源で - 1 兆円）削減し、経常的経費（単独事業）+ 1 兆円を

加算した。当面、これらは臨時財政対策債で財源措置され、後年度交付税に加算することとされた。

・地財計画の歳出構造がハードからソフトに転換しつつあることを自治体予算編成上留意する必要がある。

### 3. 地財計画の歳入増

#### (1) 地方税等

##### ①地方税の増収

・景気回復により地方税は、34兆8983億円となり+1兆5794億円（都道県+1兆1571億円、市町村+4223億円）の増収が見込まれる。

・都道府県では法人事業税法人分+7159億円、県民税所得割+2414億円、地方消費税+1282億円などの増収が目立っている。

・市町村では市町村民税所得割+5481億円、法人税割+1935億円の増収があるが、評価替えに伴う固定資産税（家屋分）-3361億円の減収の影響が大きい。

景気回復の本格化に伴い法人関係税のみならず、都道府県民税所得割、市町村民税所得割などが増収に転じていることが注目される。

##### ②地方譲与税の増額

・地方譲与税は3兆7324億円であり、そのうち補助金廃止に伴う税源移譲分としての所得譲与税が3兆94億円を占め、全体として、+1兆8905億円の増となった。

この所得譲与税は2007年度以降すべて個人住民税所得割（都道府県、市町村）に統合され、税源移譲されていくことになる。

#### (2) 交付税総額の減額

##### ①法定5税分の交付税増収

交付税は所得税の32%、法人税35.8%、消費税の29.5%、酒税32%、たばこ税の25%に法定されているため、景気回復に伴うこれら国税の増収により法定分の交付税は12兆5300億円（+1兆3700億円）となった。

##### ②臨時財政対策分交付税削減

ただし地財計画の歳出合理化によって財源保障の縮小が行われたため、臨時財政対策分の交付税加算が7000億円（-3兆1900億円）に大幅削減された。

##### ③年度途中の交付税の自然増収

・2005年度途中の景気回復に伴う交付税の増収分+1兆2900億円（+2600億円）を2006年度分として繰り越した。交付税総額は15兆9100億円（-9900億円）と大幅削減となった。

・交付税の年度内の自然増収分は特別交付税で同年度内に配分し、個別の自治体で地方債の繰り上げ償還、財政調整基金等への積み立てを行い年度間の財政調整を行うことが、現行の交付税制度、地方財政制度の仕組みとなっている。にもかかわらず総務省は、前年度に引き続き年度内の交付税の増収分の次年度への繰越を行った。

・一般財源（地方税＋交付税＋臨時財政対策債）は、53兆7200億円（＋2800億円）となり、政府与党合意の自治体に対する2006年度の一般財源規模は前年度並み水準とするとの約束は守られた。

#### ④ 2006年度の自治体ごとの交付税見込み

##### ・基準財政収入額

都道府県の場合 法人関係税増、県民税所得割増

市町村の場合 市町村民税所得割増、法人税割増、利子割交付金減、固定資産税減

##### ・基準財政需要額

都道府県の場合 経常的経費＋0.5%増、投資的経費－14.5%減

市町村の場合 経常的経費＋0.0%、投資的経費－12.5%減

### (3) 地方債

#### ① 地方債の大幅削減

・地方債総額は、7兆9102億円（－1兆1280億円）の大幅削減となった（臨時財政対策債を除く）。その内容は、a) 通常債5兆8100億円（－9100億円）、b) 財源対策債1兆6500億円（－1100億円）、c) 減税補てん債4500億円（－1100億円）である。

・その他、臨時財政対策債2兆9100億円（－3100億円）がある。

通常債の大幅減額が目立っているが、これは地方単独事業費（投資）の大幅削減に伴い、一般事業－1916億円、地域活性化事業－3381億円、合併特例債事業－1500億円、地域再生事業－5000億円などがカットされたためである。

財源対策債、臨時財政対策債の削減は、地財計画の歳出合理化に伴いその財源保障が縮小されたこと、地方税の増収、交付税の微増による財源保障が行われたため、その分、これら地方債がカットされた。

・地方債発行額の大幅削減により地方債依存度14.6%から13%程度に改善された。臨時財政対策債を含めた地方債の発行額は10.8兆円（－1兆5000億円）に縮小した。しかし地方債残高は204兆円（前年度205兆円）、うち交付税特会借入金残高は52.8兆円である（うち地方負担分34.2兆円）。

#### ② 退職手当債

団塊世代の大量退職に対応するため、平年度ベース以上の退職者がある自治体で、定員・人件費合理化、総人件費の削減に取り組むことを前提に、総額＋2600億円の退職手当債が計上された。a) 平年度ベースの退職手当額を上回る額、b) 10年間の時限措置などの条件の下で発行されることになった。

③ 合併特例債は、9500億円（－1500億円）に削減されたが、合併新法に基づき合併する市町村の事業分が含まれることになった。ただし交付税の基準財政需要額への算入率は40%である。

#### ④ 公的資金の縮小

・地方債の引き受けについて、政府資金－8700億円、公営企業金融公庫－1270億円などの公的資金が減額されている。とくに郵政公社資金－7000億円の減額が目立っている。これに対して市場公募債＋2000億円など民間資金のウェイトが増大しつつある。今後の郵政・簡保の民営化に伴い地方債引き受けの動向が注目される。

・自治体の地方債の資金調達、地方債管理などの財政運営は、市場動向に規制される方向が強まっていこう。ただし民間資金も地財計画に計上される限りは、国の財源保障が行われ、自由発行の地方債は自治体の課税権による財源保障が行われることになる。

#### ⑤起債の「自由化」問題

・2006年度から地方債の発行は、許可制から事前協議制に移行し、同意を得た地方債についてのみ、交付税への算入、公的資金充当、地財計画への計上による財源保障が行われる。実際は、協議制の対象から除外される地方債発行は極めて少ないものと考えられ、基本的には地方債発行の自由化は名ばかりで、ほとんどが協議制の中に取り込まれる可能性が高い。

・赤字比率（標準財政規模に占める実質収支比率の一定割合）、実質公債費比率の悪化した自治体は、地方債発行は許可制になる。なお実質公債費比率は次のとおり計算される。

#### 実質公債費比率の計算

①分子は、a) 一般会計債、b) 公営企業等を除く特別会計の地方債の元利償還金  
c) 満期一括償還方式の地方債の元利償還金の年度割額、d) 公営企業債の元利償還金に充当した普通会計からの繰出し金の一定額、e) 債務負担行為等の支出額で公債費に準ずるもの（施設整備費・用地取得費・利子補給等）などである。  
②分母は、標準財政規模（臨時財政対策債を含む）である。

注) 分子からは、繰り上げ償還の元利償還金、満期一括償還方式の地方債の元利償還金のうち減債基金積立金充当額、借り替え債を財源として償還した元金償還金、減債基金の運用利息を財源として償還した部分の利子償還金が除外される。

・この実質公債費比率をみると、従来の公債費比率、公債費に準ずる債務負担行為を含む公債費比率、地方債許可制限比率の計算では、除外されていたものが分子に多く加算され、分母は従来と同様である。

とくに従来の公債費比率では、災害復旧費の基準財政需要額算入分が差し引かれ、起債制限比率ではこれに加えて事業費補正の基準財政需要額算入分が差し引かれていたが、実質公債費比率ではこれらの控除は行われていない。

自治体によっては従来の公債比率、起債制限比率よりも実質公債費比率が高くなるどころも出てくる可能性もある。とりわけ公営企業債の償還のための普通会計からの繰出金や債務負担行為が多額に上る自治体では注意が必要になろう。

#### (4) 税制改正の影響

##### ①税源移譲

・2007年度分以後に適用の三位一体改革に伴う税源移譲は、個人住民税所得割が+ 3兆100億円で、都道府県民税+ 2兆1800億円で、市町村民税が+ 8300億円で見込まれている（図表3「2007年度以降の税源移譲による税収の変化」を参照）。

・個人住民税の住宅ローンの特別税額控除の減収見込額は- 1600億円で（都道府県- 640

億円、－市町村 960 億円) と見込まれる。

②定率減税廃止

・個人住民税の定率減税は、2006 年度分をもって廃止され、個人住民税は＋ 4274 億円 (都道府県＋ 1341 億円、市町村＋ 2933 億円) の増収となる。

③たばこ税増税

たばこ税の国地方併せて 1 本 1 円の引き上げにより＋ 882 億円 (都道府県＋ 218 億円、市町村＋ 664 億円) の増収が見込まれる。

(5) 今後の借金の償還

交付税特会の借入金の償還は、52.8 兆円となり、うち地方負担分は 34.2 兆円である。この元利償還金は、地方財政難を理由に 2007 年度以降に繰り延べられているが、景気回復以降、いずれ 34.2 兆円の借金を法定分の交付税から毎年度 1 兆円～ 2 兆円規模で差し引いて償還することになる。

それは消費税増税等の時期にねらい定めて行われることになろう。自治体は、将来の借金償還に伴う一般財源減少の状況も念頭においた計画的な財政運営が求められよう。

4. 三位一体改革と地方財政

(1) 国庫補助負担金の廃止

① 4.7 兆円の補助金廃止、3 兆円の税源移譲

・ 4 兆 6661 億円の国庫補助負担金が廃止され、そのうち税源移譲に結びつくものが 3 兆 94 億円、スリム化と称した単なる補助金廃止が 9886 億円、補助金の事実上の温存にすぎない交付金化が 7943 億円ある (図表 2「国庫補助負担金廃止・税源移譲」を参照)。

・ 地方 6 団体の国庫補助負担金廃止の提案内容の大半は無視され、国民健康保険、児童扶養手当、児童手当、義務教育等の国庫負担率削減による税源移譲が実施される結果となった。公共事業費関係の補助金廃止は、ほとんどすべてが交付金化にすり替えられてしまった。これら補助金にかかる法律等の改正も国庫負担割合の変更・廃止を改訂するだけで、国の地方に対する関与は変わらず、権限移譲等も全く不十分であり、これでは自治体の自由度はほとんど高まらないであろう。

図表 2.国庫補助負担金廃止・税源移譲

年 度	補助金廃止額	税源移譲額	交付金化	スリム化
2003 年	義務教育共済長期等 2344 億円			
2004 年	公立保育所、義務教育退手等 4749 億円	6558 億円	1330 億円	4235 億円
2005 年	国民健康保険、義務教育等 1 兆 1239 億円	1 兆 1160 億円	3430 億円	3011 億円
2006 年	国民健康保険、義務教育等 6301 億円	6269 億円	2570 億円	1689 億円
	新規分 (2005 年 11 月与党合意) 6544 億円	6106 億円	613 億円	951 億円
合 計	3 兆 1177 億円	3 兆 93 億円	7943 億円	9886 億円

・地方 6 団体は第二期改革分として 4.3 兆円の補助金改革案を提示しているが、公共事業費補助金廃止で市町村を例外としないなどの厳しい姿勢が求められよう。さらに財務省は、老人医療 3.7 兆円、市町村国保 2.2 兆円、生活保護 2 兆円、介護保険 1.8 兆円等の社会保険制度の国庫負担金削減を狙っており、地方 6 団体側の一層の堅い結束が求められる。

#### ②施設整備費補助金廃止・財源措置

・2006 年度分として、消防防災施設整備費補助金、地域介護・福祉空間整備費等施設整備費交付金、次世代育成支援対策施設整備費交付金、医療施設等施設整備費補助金、資源循環型地域振興施設整備費補助金、新事業支援施設整備費補助金など施設整備費の国庫補助負担金が廃止され、税源移譲されることになった。

・これらについては、財務省がこれらの財源は国債発行により調達しており、税源移譲する財源はないとして反対していたものである。これらに係る財源措置については、税源移譲分は所得譲与税に組み入れられるとともに、当面、地方債計画上、施設整備事業（一般財源化分）700 億円が計上されるとともに、その元利償還金は後年度 100 %が交付税の基準財政需要額に算入されることになった。

### (2) 税源移譲

#### ①税源移譲額 3 兆円

3 兆円の税源移譲は、2006 年度税制改正において、所得税から個人住民税で行う。個人住民税の税率を 10 %（道府県民税 4 %、市町村民税 6 %）の比例税率（一本化）とすることが決まった。これに伴う都道府県、市町村の税収の変化等は以下のとおりである（図表 3「2007 年度以降の税源移譲による税収の変化」を参照）。

図表 3.2007 年度以降の税源移譲による税収の変化

	都道府県	市町村	合計
移譲前税収	2 兆 5100 億円	6 兆 2100 億円	8 兆 7200 億円
補助金削減額	2 兆 2800 億円	7300 億円	3 兆 100 億円
税源移譲額	2 兆 1800 億円	8300 億円	3 兆 100 億円
移譲後税収	4 兆 6900 億円	7 兆 400 億円	11 兆 7300 億円

出所) 総務省資料より作成

#### ②所得譲与税で暫定的税源移譲

2006 年度は、暫定措置として、所得譲与税で税源移譲する。2006 年度の所得譲与税額は 3 兆 94 億円とし、税源移譲後の道府県民税所得割、市町村民税所得割の税率を踏まえて、都道府県へ 2 兆 1794 億円、市町村（特別区を含む）へ 8300 億円を譲与する。

#### ③所得譲与税の配分基準と配分額

・都道府県への配分は、6695.4 億円を 2005 年度所得譲与税の各自治体ごとの剰余額、6292 億円は、2005 年度税源移譲予定特例交付金の各自治体ごとの交付額で配分する。

・市町村への配分は、4463.6 億円は 2005 年度所得譲与税の各自治体ごとの剰余額、



3836.4 億円は、各自治体ごとの税源移譲見込額で案分して配分する。

・この税源移譲見込額は、各自治体の課税所得段階ごとの納税義務者数（2005 年度市町村課税状況調査）に基づいて理論計算した税源移譲前後の個人住民税収の差額とする（負数の場合は 0 とする）。

### (3) 交付税見直し

#### ①基準財政収入額・基準財政需要額算入

財政力格差是正措置として、税源移譲分は 100 % 基準財政収入額に算入する。これと対応して補助金廃止分は基準財政需要額にも 100 % 算入される。

これは都市部への税源の集中を緩和し地方圏の自治体の財源保障・財政調整を行う措置である。

#### ②交付税の行革算定

以下の交付税見直しの措置は、一部経済界等の交付税見直しの要求を取り入れたものであるが、いずれも交付税制度の客観性・中立性を損なう財政措置であり、制度の趣旨に反するものであり好ましくない。

a) 行革インセンティブ算定として、歳出効率化努力に応じた算定 400 億円（2005 年度）、徴収率向上の努力に応じた算定 100 億円（2005 年度）を行った。

b) 企業誘致による税収確保努力インセンティブ強化として、都道府県分の留保財源率を 20 % から 25 % に引き上げる。

c) アウトソーシングによる効率化を算定に反映するため、ごみ収集、学校給食等について効率化を前提とした算定を行う（2000 億円）。

d) 段階補正については、小規模町村の算定を効率的な自治体を基礎に縮減する（2000 億円）。ただし段階補正見直し分は、単位費用に算入しているとされる。

#### ③算定の簡素化

都道府県分の補正係数を半減する、事業費補正を大幅に縮減する。

都道府県分補正係数の廃止分は単位費用に算入されており問題はない。また事業費補正については事業費補正による基準財政需要額の増加額は減少しつつあるが、事業費補正分は単位費用に算入しているとされる。

#### ④不交付団体人口の増加

不交付団体の人口割合を 11.5 % から 18.4 %（2005 年度）に高め、2010 年代初頭に人口割合 3 分の 1、税収割合 2 分の 1 を目指す。税源移譲をきちんと実施すれば、都市部の自治体の交付税への依存度は自ずから低下若しくは不交付団体化する。それでも地方圏の自治体に対する交付税の財源保障・財政調整は強化することが必要になる。

### (4) 2005 年度国政調査結果と交付税

#### ①進む人口減

・人口が増加から減少に転じた県は、宮城、茨城、群馬、石川、福井、山梨、長野、岐阜、奈良など 9 県である（なお広島は同率である）。

・人口減少率が上昇した県は、北海道、青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、富山、和歌山、鳥取、島根、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、

鹿児島など 22 県である。

・市では、全体として人口増加となっているが、人口 20 万人～30 万人規模の市、人口 3 万人未満の市では人口減少となっている。町村はすべて人口減となっている。

#### ②人口減は交付税減の原因

・普通交付税は、基準財政収入額と基準財政需要額の差し引きで計算される。また基準財政需要額は、単位費用×測定単位の数値×補正係数で計算される。

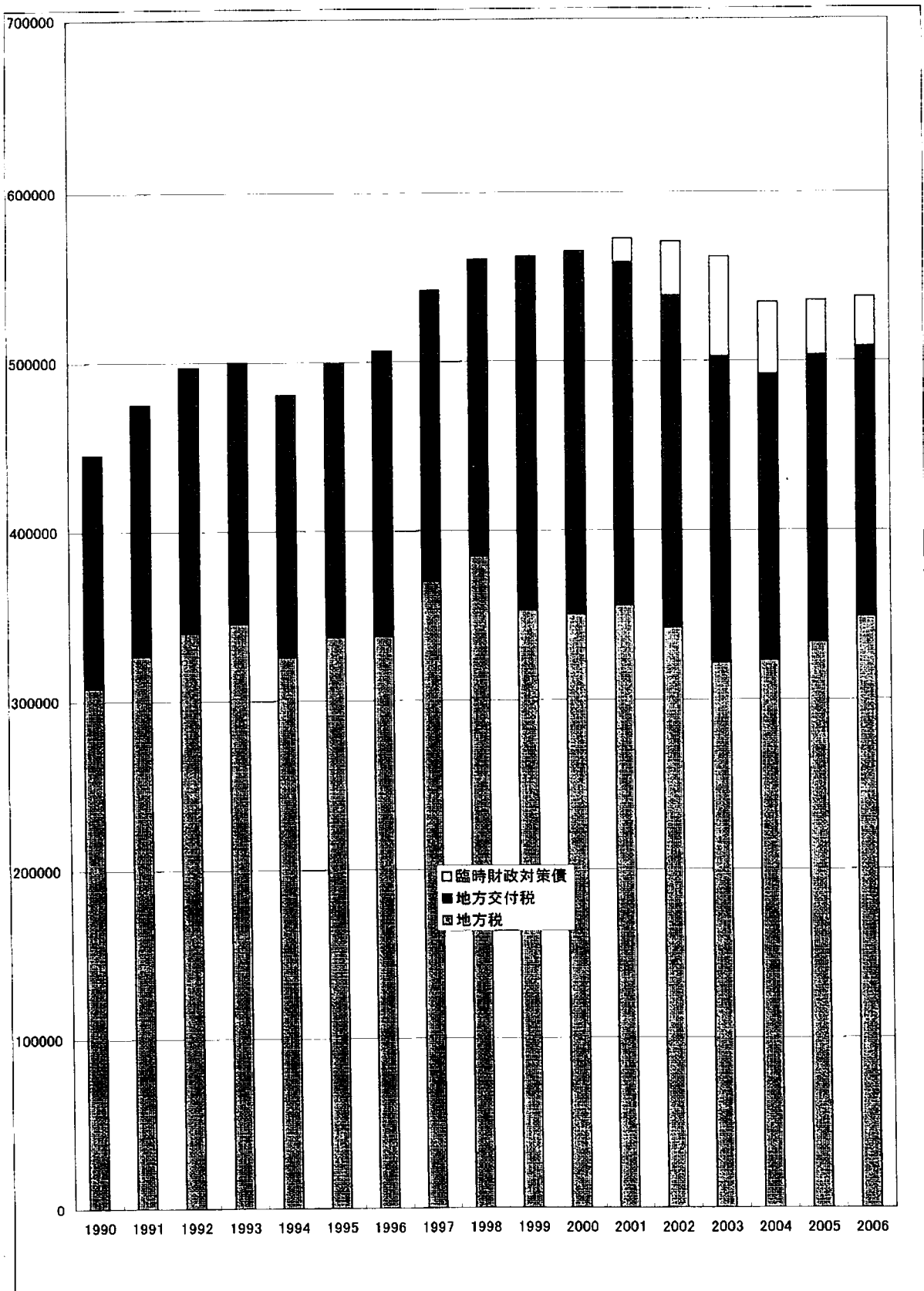
・このうち測定単位の数値は人口（国勢調査人口）が基礎数値となる行政費目が多い。この結果、人口減の自治体では、測定単位の数値が減少し、基準財政需要額が減額となり、普通交付税が減額となることに留意が必要である。

・人口が減ればそれだけ行政需要が少なくなることを意味することになり、その結果、基準財政需要額が減少するのは、交付税制度の仕組みである。

#### (5) 交付税等の見直し

竹中総務大臣は、「地方分権 21 世紀ビジョン懇談会」（座長・太田弘子政策研究大学院教授）を設置し、①地方の自由度の拡大のための改革（道州制を視野に入れた国地方の役割分担）、②地方の責任の明確化（自治体破綻法など）、③中期地方財政ビジョン、④地方行革推進（自治体の資産・負債管理）などを検討し、半年程度で何らかのとりまとめを行うとしている。メディアの報道では、交付税の財源保障の廃止などの意見が強いとされているが、地方 6 団体をはじめ自治体にとっては、こんなところで交付税の基本が覆されたのではたまらないであろう。地方からの取り組みの強化が求められる。

図4. 地方財政の一般財源確保(3年連続、与党合意)



出所) 毎年度地方財政詳解より作成、単位/億円